

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年9月18日(金) 13:04~15:16

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

尾崎 充典 委員長

中村 昭 副委員長

亀甲 義明 委員

乾 浩之 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

阪口 保 委員

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

## (1) 議案の審査について

議第73号 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

議案74号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案75号 なら歴史芸術文化村条例

議案77号 (仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変更に  
ついて

議案81号 高等学校整備事業にかかる請負契約の変更について

報第22号 公立大学法人奈良県立大学の経営状況の報告について

報第26号 令和元年度公立大学法人奈良県立大学の業務の実績に関する評価  
結果の報告について

(2) その他

**<会議の経過>**

**○尾崎委員長** ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日の欠席は阪口委員です。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人に制限しております。本日、当委員会に対して2人の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

それでは案件に入ります。

まず、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議案の説明については、9月3日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

**○今井委員** なら歴史芸術文化村条例のことでお尋ねしたいと思います。

「なら歴史芸術文化村の取組について」の2枚目に、「なら歴史芸術文化村条例（施設の設置・管理条例）だけでなく文化振興関係条例（検討中）に理念等を明記」と書かれているのですが、順番からいえば、どのような位置づけのものにするかという理念を明記する文化振興関係条例が先で、後から施設の設置や管理のことなどが決められていくのが筋道ではないかと思うのですが、このような形になっていることについてどうなのか、お尋ねしたいと思います。

**○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長** 後ほど吉田文化・教育・くらし創造部長から報告があると思いますが、なら歴史芸術文化村は、既に策定済みの奈良県文化振興大綱に、その整備が位置づけられているところです。ハード整備についての位置づけということで、この大綱に基づき、今、整備を進めております。

また、具体的な内容については、東京都でも開催された、なら歴史芸術文化村構想等検討委員会などで議論を重ね、基本構想、基本計画を策定し、整備を進めております。

これまでも、理念等はうたわれているのですが、検討委員会から、文化村が果たす役割等を、今後策定する条例の中でいかに息づかせていくかを検討してほしいとの意見があり、その検討過程を報告しております。

順番については、私どもとしては、これまでの文化振興大綱からの流れということで、先に文化振興関係条例がなければ、施設整備ができないということではないと認識しております。

○今井委員 なら歴史芸術文化村については、検討委員会が12回開催されていますが、地元ではどれぐらい開催されたのでしょうか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 検討委員会は、これまで12回開催されましたが、今、立地している場所の現地視察のため、奈良県では1回開催しております。それ以外は東京都での開催となっております。

○今井委員 ほとんどが東京都で開催された委員会で、いろいろなことが相談されてきたこともあり、私たちになじみにくい施設ではないのかと思っております。

日本共産党としては、議第75号については反対したいと思っております。

○尾崎委員長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○出口委員 問題ない。

○乾委員 問題ありません。

○亀甲委員 同じく問題ありません。

○尾崎委員長 今井委員は先ほど表明されました。

新政ならも問題ないです。

ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第75号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第75号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第75号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第73号、議第74号、議第77号及び議第81号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第73号、議第74号、議第77号及び議第81号については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第22号及び報第26号については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

吉田文化・教育・暮らし創造部長から、「なら歴史芸術文化村の取組」について、「公立大学法人奈良県立大学の第2期中期目標(案)」について、「第2期奈良県教育振興大綱の策定」について、金剛こども・女性局長から、「次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画の策定」について、「次期子どもの貧困対策及び母子家庭等自立促進計画の策定」について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告願います。

**○吉田文化・教育・暮らし創造部長** 委員長のご配慮により、着座にて説明させていただきます。

それでは、私からは、文化・教育・暮らし創造部所管に係る報告事項について説明いたします。

資料1「なら歴史芸術文化村の取組について」をご覧ください。

8月31日に開催しました、なら歴史芸術文化村構想等検討委員会の内容について報告いたします。

まず、2ページをご覧ください。文化村の理念等の規定化についてです。文化村については、今議会に提案している施設の設置・管理条例である、なら歴史芸術文化村条例に加えて、先ほど今井委員から質問がありましたが、本県の文化振興に関する方向性等を定めるべく現在検討している文化振興関係条例において、文化村の理念等を明記したいと考えていることを検討委員会で報告しております。

3ページをご覧ください。参考として、文化村及び県の文化施策に係る法令等の相関図です。

4ページをお願いします。なら歴史芸術文化村の運営体制（案）についてお示ししております。施設での事業展開や管理・運営に係る全体調整を行うため、文化村内に県の組織を設けるとともに、県庁内にプロジェクトチームを設置し、施設の利活用を図ること、また文化村の活用策に対し、実践的な意見や提案などをいただくコミッションの設置についてまとめております。今後、この体制案を基に庁内で引き続き検討したいと考えております。

5ページをお願いします。今、申し上げた、なら歴史芸術文化村コミッションの設置についてです。構成メンバーの皆様に意見等をいただくため、文化村での活動例などを記載しております。

6ページをお願いします。なら歴史芸術文化村条例についてです。設置目的や事業のほか、指定管理者制度に関する規定を設けていること、今後のスケジュールについて、検討委員会で説明しております。

7ページをご覧ください。文化村までの交通アクセスの検討状況についてです。利便性の確保、集客の向上、来訪者の満足度向上、機動的な送迎の4つの観点から、バスアクセスの導入等について検討を進めていることを説明いたしました。

8ページをご覧ください。文化村の開村に向けたスケジュールをまとめた資料です。

最後に、9ページから13ページまでは、現在の建物内の写真等です。

1ページにお戻りください。検討会で各委員からいただいた主な意見をまとめております。

1つ目として、この施設の理念が文化振興関係条例に規定されることは重要であること。2つ目として、村長とコミッショナーの対話が重要であり、活用策を充実させるため、早くから意見交換できる体制をつくる必要があること。3つ目として、交通アクセスについては、奈良県全体の観光アクセス等も考慮しながら検討することが必要

であること。4つ目として、最先端技術等を活用することで、歴史文化、芸術文化、地域連携をつなぐなど、よく検討して開村までしっかり準備していくこと。

これらが委員からの主な意見です。今後、いただいた意見を踏まえて、検討をさらに深めていきたいと考えております。

なら歴史芸術文化村の取組については以上です。

続いて、資料2「公立大学法人奈良県立大学の第2期中期目標（案）について」をご覧ください。

令和3年度からスタートする奈良県立大学の第2期中期目標では、県が県立大学に期待することとして、地域の経済・社会・行政等の分野で活躍する地域リーダーをつくることをミッションにしたいと考えています。

このミッションの達成に向けて、Ⅰ、ミッションの定義を、将来の地域社会を担うリーダー人材の輩出とし、コミュニケーション力や主体的に学び続ける力など、地域リーダーに求められる能力を大学で身に付けていただきたいと思います。

次に、Ⅱ、ミッションの展開としては、地域リーダーの育成を、教育、研究、地域連携、国際交流、法人運営の5つの柱立てで推進していただくことを考えております。

次に、Ⅲ、ミッションの拡大としては、地域ニーズを踏まえた新学部の設置や令和4年4月に新設する附属高等学校との高度な高大接続について、民間企業や自治体、県立大学へ進学する高等学校などと連携しながら進めていただくことを考えております。

この第2期中期目標については、具体的な取組等を盛り込み、次の12月定例県議会で議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

公立大学法人奈良県立大学の第2期中期目標（案）については以上です。

続いて、資料3「第2期奈良県教育振興大綱の策定について」をご覧ください。

第2期奈良県教育振興大綱は、令和3年3月に策定することを予定しており、その概要について説明いたします。

まず、教育振興大綱の位置付けをご覧ください。この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、知事が奈良県の教育の振興に関する総合的な施策の基本的な考えを定めるものです。大綱の策定期間は令和3年3月を、大綱の対象期間は令和3年度から令和6年度までの4年間を予定しております。

次に、大綱の策定方法ですが、内容の一層の充実を図るため、有識者との勉強会を実施しているところです。今後、奈良県総合教育会議において、教育委員会との協議を行

い、また、奈良県教育サミットにおいて、市町村長、市町村教育長と情報共有や意見交換を行いながら策定を進めていきます。

次に、大綱の構成（案）をご覧ください。前文として、奈良県教育の目指すべき方向性を記載し、本文では、こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむなど、記載の5つのテーマごとに目指す方向・施策の方針を記載する予定です。

次に、策定スケジュール（案）ですが、この後、11月に予定している奈良県総合教育会議で大綱案を決定し、その内容を次の12月議会の文教くらし委員会で報告したいと考えております。その後は、パブリックコメントを実施した上で、最終的な大綱として2月議会の文教くらし委員会で報告したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

文化・教育・くらし創造部からの報告事項は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○金剛こども・女性局長** それでは、今年度に策定予定の2つの計画について、現段階での検討状況を報告いたします。委員長のご配慮をいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

資料4をお願いします。「次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画の策定について」です。

1、計画期間は、令和3年度からの5年間で、2、根拠法令、3、計画の策定方法、4、計画への記載事項等は記載のとおりです。

2ページをお願いします。次期計画に向けた課題と基本的方向です。

(1) 次期計画に向けた課題については、女性の就業に関しては一定の成果が出ているものの、男性のワーク・ライフ・バランスについては大きな成果が見られず、母親の子育ての負担感・不安感の軽減に関しても、ほとんど改善していません。特に女性のワーク・ライフ・バランスについては、正規職員は長時間労働など仕事の負担が大きく、専業主婦は働きたいが働けていないなど、いずれもワーク・ライフ・バランスの希望と現実が乖離している状況です。この背景には、男女の固定的性別役割分担意識が依然として全国より高いという現状があります。

このことから、(2) 次期計画に向けた基本的方向としては、1つ目は、固定的性別役割分担意識の払拭、女性の就労支援や男女ともに働き方改革、女性の人権尊重などの取組をさらに進めること。2つ目は、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の乖離を

小さくすることであると考えています。

この希望と現実の乖離を小さくするためには、個々の人によって内容は異なりますが、主体的に選択して過ごす時間を充実させることが大切であり、この時間は仕事への好影響を生むとともに、仕事の充実が生活の充実にも還元されるという、仕事と生活の間での相乗効果、いわゆるワーク・ライフ・シナジーをもたらすと考えられます。

3 ページをお願いします。次期計画の基本的な考え方です。

まず、1. 基本理念は、奈良で働き、暮らしながら、すべての女性が幸せを感じられる奈良県としています。

次に、2. 基本目標は、ワーク・ライフ・シナジーの考え方を普及し、仕事でも、生活でも幸せを感じられる男女を増やし、これまでの価値観にとらわれない男女の行動変容を進め、社会の発展につなげたいと考えております。

そして、3. 目標達成に向けたプロセスとしては、まず、幸せや生きがいを感じられる主体的に選択して過ごす時間を意識しながら、テレワークなどの柔軟な働き方や男性の家事・育児参画の促進などにより、男女のワーク・ライフ・バランスの実現のための施策を推進します。

このように、新しい働き方、暮らし方を推進することで、男女の意識変容を進め、男女ともに活躍できるようにすることにより、奈良県の発展につなげていきたいと考えています。

以上が次期計画の現時点での検討状況です。

続いて、資料5をお願いします。「次期子どもの貧困対策及び母子家庭等自立促進計画の策定について」です。

1. 計画期間は、令和3年度からの5年間で、2. 計画の根拠法令、3. 計画の策定方法、4. 計画への記載事項等は記載のとおりです。

2 ページをお願いします。次期計画に向けた課題と必要な視点です。

資料の左側は、昨年度に実施した子どもの生活に関する実態調査や、今年度を実施した関係機関へのアンケート調査等の結果から、経済的及び社会生活上の困難を抱える家庭等に関する課題を3つに分けて整理しております。

まず、親に関する課題については、家計の収入は依然として低く、経済的、また時間的にも厳しい状況であること。子どもに関する課題としては、家庭の経済的困窮から、将来的な進学、その後の就職への影響など、貧困の連鎖につながることが懸念されてい

ること。また、行政の課題としては、市町村が策定する子どもの貧困対策計画の策定率は15%にとどまる状況であるなど、地域でひとり親家庭等を支援する体制の基盤が弱いといったことが解決すべき主な課題であると考えています。

これらの課題を踏まえた右側の次期計画に必要な視点ですが、親に関しては、経済的貧困、時間的貧困、つながりの貧困の3つの貧困を解決するため、記載のような様々な支援の充実が必要と考えています。子どもに関しては、自己肯定感と将来展望のはぐくみ、貧困の連鎖の断ち切り、多様な人との関わりの中で育つといった視点での支援の充実が必要と考えています。行政に関しては、子育て期の最初に関わる保育所などの子育て支援機関が、支援を必要とする家庭の隠れているSOSを発見し、適切に支援機関につなぐことや、市町村がひとり親家庭等の包括的支援機能を担えるよう、県が体制整備を支援していくことが必要であると考えています。

3ページをお願いします。次期計画の基本的な考え方です。

まず、1. 基本理念ですが、(1) ひとり親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指す。(2) ひとり親家庭等の子どもが家庭環境にかかわらず、安心感と希望を持ちながらはぐくまれる社会を目指すとしています。

次に、2. 基本目標は、ひとり親家庭等困難な状況に置かれている子育て家庭が、経済的な安定の中で地域で孤立することなく、子どもの伸びていく力をはぐくむことができるよう支援したいと考えています。

そして、3. 基本的方向性と主な取組としては、次期計画に必要な視点を踏まえ、(1) ひとり親の自立・活躍への支援、(2) 多様な人が子どもをはぐくむ地域づくり、(3) 地域における総合的な支援体制づくりの3つを基本的方向性とし、それぞれお示ししている主な取組を推進していきたいと考えております。

なお、先ほどの計画案も含め、これは現計画の進捗状況や課題を基に審議会等の委員の皆様からも意見をいただき、現時点での考え方として整理しております。本日いただいた意見も踏まえて、引き続き、この2つの計画案を見直し、策定作業を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○尾崎委員長 次に、その他の事項も含め質問があれば、ご発言願います。

○亀甲委員 数点質問したいと思います。

最初に、夜間中学について質問したいと思います。

設置主体は市町村だと思えるのですが、奈良県には3校ありますが、今、県として夜間中学にどのように関わっているのか、教えていただけますか。

**○山内学校教育課長** 県教育委員会では、県内の夜間中学の現状を踏まえ、今後の夜間中学の在り方について設置者間で話し合う連絡協議会を設けているところです。ここでは、受入対象生徒の拡大の必要性や、義務教育が未修了のまま学齢を経過した方に対して、実情に応じて適切な教育課程の編成ができるよう、県教育委員会として助言しているところです。

県教育委員会の役割としては、これらの連絡調整のほか、県民への周知が大きな役割だと認識しており、これまで国の事業を活用して多言語表記にて作成したチラシやポスターを全ての市町村へ配布してきました。今後も当課のウェブページや県民だより等を活用して、夜間中学について周知を図っていきたいと考えております。

**○亀甲委員** 周知等、関わりを持っていることはよく分かりました。

夜間中学を設置している市町村との連絡協議会を設けているということですが、広域の中での3校ですので、設置市と設置市以外の市町村では、いろいろと温度差があると思います。経費負担、入学条件、教育条件、財政など、いろいろな問題があると思うのですが、条件が奈良県内でばらばらというのは少し違うのではないかと考えています。

その中で、県としてどのように関わっていけるのか。調整して改善につながる方向に持っていけないのか質問します。

**○山内学校教育課長** 現状、令和元年度の夜間中学設置市以外の市町村に在住する生徒の割合が全体の3割程度となっています。入学する生徒に関して、条件的な差ができるだけつかないように、今後、連絡協議会でも協議を進めたいと考えており、どのような課題があるのかしっかり把握して考えていきたいと考えております。

**○亀甲委員** 設置市と設置市以外の市町村では、いろいろと違いはあるとは思いますが、県がその中に入って、少しでも条件的なものが県下で同じになるよう、体制をしっかりと組んでいただきたいと考えております。

それから、夜間中学の入学対象となる方は、奈良県全体でどれぐらいおられるのか教えてください。

**○山内学校教育課長** まず、入学して夜間中学で学んでいる生徒の現状については、3市の中学校に夜間中学校が設置されていますが、令和元年度は132名の生徒が学んでおり、外国人の生徒が多く、全体の過半数を占める状況となっています。また、年代的

には10歳代から80歳代まで、非常に幅広いものとなっています。

亀甲委員お尋ねの入学に至っていない幅広く見た対象生徒ですが、国勢調査に未就学の方の統計があります。今回、また実施されるところですが、前回の国勢調査における本県の未就学者は1,125名です。

○亀甲委員 今、未就学者のうち、1割ぐらいの方が通っていて、外国人の生徒が過半数ということです。

文部科学省から「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」という通知がなされており、また、「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が示されておりますが、指針の中に、学齢を経過した外国人が夜間中学に入学可能であることを、しっかり案内していかないといけないとあります。

対象となる外国人を含めて、高齢者など世代も関係なく、未就学の方が夜間中学のことを知る機会がなかなかないと言われております。基本的には教育委員会が中心となって、各学校に夜間中学の案内をしていると思うのですが、例えば、民生委員や福祉の部局の中には、未就学の方のいる世帯を掌握している方がたくさんおられると思うので、教育委員会だけではなく、福祉の部局の中で夜間中学について周知したり、また、民生委員に対して夜間中学に関する研修を行うなどといったことも考えられないかと思うのですが、答弁をお願いします。

○山内学校教育課長 先ほど外国人が過半数と申し上げましたが、詳しい数字を申し上げると8割程度となっています。

亀甲委員ご指摘のとおり、この現状を踏まえて、外国人に夜間中学の存在や制度について周知する必要性というのは非常に大きなものがあると考えております。すぐに具体的にお示しすることはできませんが、教育委員会内だけではなく、他の部局や市町村とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○亀甲委員 いろいろ考えていただき、周知徹底していただきたいと思っております。

夜間中学を知ったきっかけについては、アンケートが取られており、基本的には人からの紹介が70%ということなので、残りの30%が広報などで知ったのだと思います。基本的には在学していた人の知人などにしか夜間中学の情報が伝わっていないのではないかと思います。全国では10都府県、30校ぐらいしか夜間中学が設置されておらず、設置されていないところもある中で、奈良県は3校ということです。全国的には前には進んでいるとは思っています。

夜間中学を知るきっかけの70%が知り合いからということで、結局、周知ができていないのではないかと思います。外国人、高齢者、不登校の方など対象となる方々が、夜間中学に通えるよう、しっかり周知していただきたいと思いますが、県としては、さらに前へ進めてほしいと思っているのですけれども、吉田教育長、何かないでしょうか。

○吉田教育長 まず、夜間中学の目的を明確にする必要があると考えております。夜間中学は識字学級の流れをくんでいるという事実があるわけですが、国は不登校の生徒も受け入れるとされています。本来の目的は、中学校卒業程度の全ての教科学習をするということ、外国人に対して日本語をしっかりと教えるということですが、夜間中学は、そこが明確になっていません。例えば、日本語指導を聴講制度によって外国人に開くという考えもあるわけです。

設置者が、それぞれの市であり、中学校の教育課程をきっちり卒業できる学力をつける、日本で生活する外国人に対する日本語も含めた指導をするという夜間中学の目的を明確にすれば、周知もしっかりできると考えております。

○亀甲委員 吉田教育長のおっしゃることは、そのとおりだと私も思っているのですが、先ほどの統計でもそうでしたが、発信しないと結局は知ることができません。学校の先生は夜間中学のことは知っているとは思っているのですが、どこまで深く分かっているのか。吉田教育長がおっしゃったことを全て分かっているのかというと、そうではないと思います。ただ、意識はあるとは思っています。不登校の方も通えるというスタンスになっていますが、夜間中学の在り方なども含めて、周知徹底していただければと思います。

○吉田教育長 以前から夜間中学の教育目標をきっちり県教育委員会で定めてほしいという要望を、私が学校教育課長のときから受けております。不登校の方を受け入れることを国が宣言しており、県教育委員会として、夜間中学校の教育の目標は何であるのかということを改めてきっちりすれば、県教育委員会としての発信力を出していけるのではないかと考えています。そのような方向で取り組んでいきたいと思っております。

○亀甲委員 よろしくお願ひ申し上げます。

それから、何日か前に吉田教育長から教職員の皆さんへ、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを出していただきありがとうございます。また、教職員にアンケート等を取っていただき、子どもたちの心のケアをという形で出させていただきました。あ

りがたい話だと思っております。

今後、新型コロナウイルス感染症がどうなるか分からない中で、インフルエンザがはやっていく可能性があり、本当に症状がよく似ているため、子どもたちは不安感や罪悪感など様々な思いを持っていると思います。そのため、もしインフルエンザにかかってしんどくても先生に言えなくなることも考えられると思います。

以前の委員会でも言わせていただきましたので、これは要望にさせていただきますけれども、コロナ禍における子どもたちのメンタルケアについてです。

SNSで、あまり良い話ではないことが、たくさん飛び交っているのは事実であり、以前、県立高等学校について吉田教育長から話がありましたが、ほかの学校の話も私のところに届いていますので、子どもたち、また、保護者に向けた取組をしていただきたい。

ある保護者グループの話聞かせていただいたのですが、もし自分の子どもではなく、クラスで新型コロナウイルス感染症にかかった子どもがいたとき、どのように対応するか、10人ぐらいで話し合いをしたところ、みんな最初は、「子どもが治って学校に来ているのだから、普通に接してあげないといけないと言う。」という話をしていたのですが、1人の方が、「でも2～3日はまだ分からないから、そばに寄らないようにと言うかもしれない。」と言い出すと、みんながそう思っていたのでしょね、「私もそう思う。」、「そう言うかもしれない。」、「実際になっていないから分からないけれども、そう言ってしまうかもしれない。」という話になったそうです。分かっているてもそうなるということなんです。

保護者や子どもたちへ向けて、新型コロナウイルス感染症に対する不安を少しでも解消できるような発信をお願いしたい。東京都のように、漫画で子どもたちに向けて、「こういうことはしては駄目です。」と発信しているところもあるので、何か考えていただきたい。子どもたちが興味を持てるように、言い方は悪いですがけれども、文章だけでは子どもたちは全然興味を持たないので、そのような取組をしていただければと思います。これは要望をお願いします。

言わないといけないと思っていたのですが、昨日の本会議での吉田教育長の答弁の中で、少人数学級の話がありましたが、6月補正で加配教員、小学校23名、中学校8名の予算がついていますけれども、現在、31名の要望のうち、実際には17名しか決まっていないということです。2月の予算審査特別委員会するときにも言わせてもらったの

ですが、緊急の場合に先生がなかなか見つからない。今日も私に連絡があったのですが、ある小学校で、「産休で担任の先生が来られないので、10月から3月までで探しているけれども、全然見つからない。」、「誰か知っている人がいないか。」、「探してくれないか。」という話でした。県教育委員会、市町村教育委員会、当事者である学校を含めて、いろいろ手を尽くしていただいていること、全国的な問題ということは、私も理解しているのですけれども、このままでいいのか、何か打開策はないのかと思い、いろいろ調べているのですが、なかなか打開策を見いだせないのは確かです。せっかく31名の加配教員の予算がついている中で、まだ17名しか決まっておらず、また、今後このような問題が出てくるかもしれませんので、県教育委員会として、人材をどのように確保できるようにするのか、私も考えますけれども、考えてもらえないでしょうか。吉田教育長、どうでしょうか。

**○吉田教育長** かなり難しい質問ですが、現在、退職校舎長会に学校を回っていただいております。教員不足が起こっている場合に支援できないか持ちかけているのですけれども、学校サイドは若いフレッシュな先生を望まれていたりするため、マッチしにくい状況です。そのため、教員の世界でも、高齢でベテランの働ける元気な退職された方が手伝いに行っていただけるようにできれば、少しは教員不足がなくなるのではないかという思いを持っているのですが、今、抜本的にどうすればよいのかというと、手がないのも事実です。

教職員課がバンクをつくったり、個別に当たったりもしているのですが、なかなか足りないのが現状です。また何か工夫できればと思います。

**○亀甲委員** 本当に厳しいことはよく分かっております。みんな大変だから私に言ってこられるのだと思います。

ただ、コロナ禍というだけではなく、少人数学級の話も出てきているので、先生の確保はしていかないとはいけません。私もいろいろと探らせていただき、なかなか難しい話ということは分かっていますが、意識を持ってやっていければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、児童虐待について聞かせていただきたいのですが、コロナ禍の中で、全国的には少し増えている、また逆に、学校に行かないようになったので、実態が見えなくなって少なくなっているなどと言われているのですけれども、コロナ禍における奈良県の児童虐待の現状について教えていただけますか。

○矢富こども家庭課長 県こども家庭相談センターが受け付けた4月から7月の児童虐待通告件数は664件で、前年同月比12%減という状況です。亀甲委員お述べのように、前年と比較して減少しているのは、これまでの学校の臨時休業等に伴い、現場の先生方が児童の状況を把握することが難しくなったということも要因の一つと考えているところです。

○亀甲委員 12%減ということですが、答弁のとおり、学校に行っていなかったことも要因であると思います。学校が始まって約1か月になると思うのですが、状況を教えていただけますか。

○矢富こども家庭課長 7月までのデータしか手元に資料を持ってきておりませんが、例えば、児童虐待の一時保護の推移を見ると、4月から5月は25件で、ほぼ横ばいであったのですが、緊急事態宣言解除後の6月には24件で、前年同月期と比較して約4倍に増えている状況です。学校等の休業で潜在化していた虐待の事案が、学校の再開とともに顕在化してきたことが見て取れると考えているところです。

○亀甲委員 潜在化していたことが、学校が始まることによって出てきた可能性もありますので、しっかり注視していただき、手を打てるところはしっかり手を打っていただきたいと思っております。

話は変わりますが、新型コロナウイルスに両親が感染した場合、身内が子どもの世話をできないこととなります。国では以前、児童相談所で一時預かりという話が出ていたのですが、県として、どのような対応を考えているのかお聞かせください。

○矢富こども家庭課長 両親とも新型コロナウイルスに感染して入院するなど、誰も子どもの世話ができない状態になれば、保護者の意向を確認した上で、子どもを県の一時保護所で保護することとなります。この場合、子どもは濃厚接触児童となるので、隔離して保護し、感染予防策を講じながら最大で2週間の経過観察が必要となります。

このため、そのような事案があれば、県立精華学院の児童の養育に使用していない施設を活用して保護することとしております。受入体制や感染予防対策などについて、専門家の意見を得ながら準備を進めてきたところです。

○亀甲委員 準備はしているとのことですが、今、奈良県では、そのような事案は出ていないということですね。体制をしっかり組んで対応していただきたいと思っております。

今、児童相談所の話もしましたが、コロナ禍だけではなく、児童相談所の職員の業務が過度になっていないか、聞かせていただきたいと思っております。

**○矢富こども家庭課長** こども家庭相談センターの職員は、個々の虐待リスクを見定め、子どもを守り、親に寄り添って子育てを支援するという、きめ細かなケースワークの力が求められております。このため、特にケースワーカーの経験が浅い職員をバックアップしていくことは大変重要であると考えているところです。

現在、こども家庭相談センターには、虐待対応の経験豊かな教育・指導的役割を果たすスーパーバイザーを7名配置しており、職員のケースワークを、きめ細かにチェックし、OJTによる指導を行っているところです。

また、常時配置している警察官や弁護士からの助言を得て、適正な対応に努めているところです。

組織全体でコミュニケーションを密にし、経験の浅い職員をバックアップする体制を整えており、今後もスーパーバイザーを中心とした、若い職員の支援体制の充実を図っていく所存です。

**○亀甲委員** スーパーバイザーを配置し、みんなで守っていこうという体制でされているのだと思います。

時間的な部分もあると思いますので、その辺は全体的に見て、チェックを入れながら、過度にならないか、しっかり確認していただきたいと思います。体調を崩された方がいると私たちの耳にも入っています。確かに難しい案件が多いので、心のケアをしっかりしてあげないといけないと思いますので、しっかりチェックして、よく話を聞いてあげてほしいと思います。

学校であれば、スクールカウンセラーなど、生徒、先生、保護者の話を聞くため、体制が整備されていると思うのです。いろいろバックアップはしていると思うのですが、児童相談所の事案というのは、シビアな話もたくさんあると思うので、心のケアをしっかりと考えて実行していただくよう要望しておきますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、子ども家庭総合支援拠点についての質問です。

私が2月定例会の代表質問で質問したときは、設置されているのが6市町村で、プラス生駒市で7市町村になるという答弁でしたが、現状、どのようになっているのか教えていただけますか。

**○矢富こども家庭課長** 子ども家庭総合支援拠点については、現在、11市町村が設置しており、来年度には4市町が設置する予定です。

○亀甲委員 順次広がっていると思います。県としては令和4年度に全市町村に設置という目標を立てて取り組んでいると思うのですが、いろいろな課題があるため研修会等を開催していくという話を伺っていたのですが、コロナ禍の中で、なかなか実施できない状況ではないかと思うのですが、県として、どのように実施していくのかお聞かせください。

○矢富こども家庭課長 昨年度から設置促進のための研修会を開催しております。この中で、拠点の設置・運営に関する取組や、他府県における拠点モデルの紹介などを行っており、また、設置を検討している市町村を直接訪問し、課題等に対して助言を行うなど、設置に向けた支援を実施しているところです。

また、市町村への訪問等により、市町村では社会福祉士等の専門職の確保が課題ということが明らかになったので、今年度から児童相談所の児童福祉司任用前研修の修了者も拠点の担当職員として認められることから、この研修の受講対象者に市町村職員も含めるなど、県としても人員確保について支援しているところです。

この研修は、これまで3回開催しており、8市町村からの参加がありました。研修を開催するに当たっては、研修中のマスクの着用、参加者を会場の定員の半分にするなど、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行った上で開催している状況です。

○亀甲委員 最後にこの話をさせていただきました。先ほど児童虐待について、職員の話をしていただきましたが、メンタル的な部分、時間的な部分も含めて、過度にならないためには各市町村の子ども家庭総合支援拠点が大きな役割を担うと思っていますので、県として、全市町村に拠点をつくっていただくようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、つくったからといって、そちらで全部見てもらうのではなく、事案によって、どちらが手を打っていくのか、しっかり協議して、少しでも児童虐待がなくなるようしていただきたいと思います。また、職員の負担が過度にならないよう体制整備もしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○乾委員 2つ質問したいと思います。

まず、市町村対抗子ども駅伝のことについてですが、今年度の駅伝は中止になりましたけれども、何回目の開催になりますか。

○木村スポーツ振興課長 市町村対抗子ども駅伝は、平成17年度に第1回大会を開催しましたが、今年度、もし開催していれば第16回大会となる予定でした。

○乾委員 次は17回大会になるのですが、第17回大会も中止と聞いているわけです。

けれども、長年、馬見丘陵公園で開催されており、いろいろなところから応援に駆けつけていただき、馬見丘陵公園をアピールするよい機会だと喜んでいて矢先に、2年ほど前から櫃原運動公園に会場が変わったわけです。私も地元から、「長年楽しみにしている。」「子どもの元気な姿を見て応援していたら楽しい。」といった声を聞いているわけです。それなのに、いつの間にか会場が変わったということで、私たちはいろいろ質問してきましたが、なぜ変わったのか、具体的に教えていただきたい。

**○木村スポーツ振興課長** 市町村対抗子ども駅伝については、乾委員お述べのように、当初、馬見丘陵公園で開催しておりました。その間、馬見丘陵公園では様々なイベントを実施してきており、公園自体の来場者が年々増加しております。また、駅伝大会自体も、市町村の積極的な取組により応援の方々が増えてきていたという状況でした。そのような状況から、応援スペースの確保、走路上の安全の問題、駐車場スペースの確保などが課題となっていました。そのため、実行委員会で議論を重ねた結果、平成29年度の第13回大会より櫃原運動公園で実施しているという状況です。

**○乾委員** 理由は分かったけれども、馬見丘陵公園をどのようにしていこうかという今の取組を知っているのですか。今年、入札がありましたが、駐車場200台のスペースを確保するというので、今、やっているわけです。先ほどの答弁では、スペースがない、来場者の車を止める場所がないということでしたが、確保してきているので、それらを考慮して、今度は馬見丘陵公園で開催しようといった取組をなぜ考えていかないのですか。

**○木村スポーツ振興課長** 参加者からの意見では、現在のところ櫃原運動公園での開催を望まれている声が多数を占めております。ただ、乾委員お述べのように、「違うコースで一度。」という意見も一部にあることは承知しておりますので、昨年度に続いて今年度も新型コロナウイルス感染症の関係で大会が中止となりましたが、来年度以降の開催地については、いろいろな意見を参考にしながら実行委員会で検討していきたいと考えております。

**○乾委員** そのような考えで取り組んでくれてもよいけれども、市町村対抗子ども駅伝は馬見丘陵公園で12回開催されております。荒井知事も第2の馬見丘陵公園というようなことは言っていないけれども、それぐらいの気持ちで、今、取り組んでおられます。馬見丘陵公園は、年間100万人が訪れる公園であることをアピールするよい機会だと思います。

馬見丘陵公園では駐車場を完備していただきますし、以前、開催されていたときは、けがも事故もなかったということもあるので、これからいろいろな競技をしていただくようお願いします。

次に、奈良マラソンについてです。

私も奈良マラソンには、3キロメートル3回、10キロメートル3回、娘と一緒に参加させていただきました。奈良マラソンは、すばらしい行事で、毎回、吉田教育長も応援に駆けつけてくださっています。

奈良マラソンには、フルマラソンと3キロメートルと10キロメートルがあるけれども、ハーフマラソン、20キロメートルをつくっていただきたいと思います。今までにも荒井知事に質問したことはあるのですが、実は、私は今年で還暦、60歳で、やはりフルマラソンは無理なので、ハーフマラソンぐらいなら挑戦したいと思っています。

前回は10キロメートルに参加しましたが、1時間のゲートで「アウト」と言われて、強制的にバスに乗ることになりました。ゲートの手前に給水所があるのですが、そこで、「あと何分でゲートが閉まります。」と、口頭で言うと、びっくりして、慌てて走って、こけて、けがをする心配もあると思うのですが、「あと残りこれだけでゲートが閉まります。」といったことを書いておいていただければと思います。私は時計を持たずに走っているので、一声かけてくれたり、書いてあるのを見れば、「よっしゃあ」と言って走れるのです。バスに乗って30分か40分の間、じっと待っているのですが、その間に鴻ノ池のグラウンドに着けますし、そうであれば走らせてくれればよいのではと思います。スポーツのことはあまり詳しくないのですが、スポーツの世界なので、中にはタイムを争って頑張っている人もいますが、私はタイムを全然気にしていなくて、ただ、娘とコミュニケーションを取って、楽しく奈良マラソンに参加している一県民です。

そのような、ちょっとした心遣いをさせていただいて、皆さんが楽しく完走できるようにしてほしいと思います。これは要望としておきます。どうぞよろしくお願いします。

○尾崎委員長 審査の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は25分とさせていただきます。

14時11分 休憩

14時27分 再開

○尾崎委員長 会議を再開します。

それでは、ご発言願います。

○今井委員 最初に、初度委員会で取り上げた特別支援学校のスクールバスについては、10月5日で期限切れと言われておりましたが、私たちも国に働きかけなどを行い、今年度の予算にも引き続き計上されていまして、よかったと喜んでおります。このことについては、お礼を申し上げたいと思います。

まず、県立高等学校適正化実施計画について、今、いろいろと言われている西の京高等学校と県立大学附属高等学校のことで質問したいと思います。

来年度から西の京高等学校の校舎を使って新たに開設する予定であった県立大学附属高等学校の開校が、新型コロナウイルス感染症の影響により学校の説明会などが十分にできないといった理由で1年延期することが、7月28日に急に決まりました。これにより、県立大学附属高等学校を目指していた多くの子どもたちや保護者は大変びっくりされたということです。あの場所にあるから行きたいと思っていた方々から、西の京高等学校を、もう1年延長してほしいとの要望をいただいております。

そこでお伺いしますが、もし西の京高等学校を、もう1年延長した場合に、県立大学附属高等学校の立場から見て何か困ることがあるのか、また、西の京高等学校の設置者である県教育委員会から見て何か困ることがあるのか、お尋ねしたいと思います。

西の京高等学校に通っている生徒は、自転車と徒歩で通っている生徒が約45%で、そのほとんどが近所の子どもたちが中心であり、また、近鉄を利用している生徒が約50%で、地元から来ている生徒が多いことが特徴になっていると思います。そのような点から何か不都合なことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○山口教育振興課長 県立大学附属高等学校は、西の京高等学校が令和2年度に募集停止した翌年度である令和3年4月に開校を予定していましたが、今年に入ってからコロナ禍の影響により、開校時期を令和4年4月に延期することとしました。

今井委員が質問された、西の京高等学校の募集停止を1年延期した場合の県立大学附属高等学校への影響については、県立大学附属高等学校の立場からの話としては、大変申し訳ないのですが、仮定の質問ですので、お答えすることが難しく、分からない状況です。

○山内学校教育課長 西の京高等学校の設置者側として、再度募集した場合に不都合なことがあるかという質問にお答えします。

まず、基本的な考え方として、一旦、募集停止を発表しています。この学校で新たに

生徒を募集することは、学校現場において、生徒の進路選択に混乱を生じさせるおそれがあると認識しております。募集を行うとすれば、他の対策を尽くしても、なお課題が解決されない場合にのみ取り得る手法だと認識しているところです。

西の京高等学校の募集停止による人員減ですが、今回のケースについては、もともと生徒数減の大きな年であり、初度委員会でお答えしたとおり、県立大学附属高等学校の入学枠がなくても適正な規模は確保できるため、再度、西の京高等学校の募集を行う必要はないと判断しております。

不都合があるのかということについては、進路選択に混乱が生じるおそれがあることに加えて、学校の最後の学年となる、また学年の生徒数規模も例年と異なるという特別の状況に置かれている学校を、再募集して生徒ににわかを選択させるという進路指導を行うことは、教育行政として取るべき手法ではないと考えております。

**○今井委員** 私は実際に学校に足を運んで話を伺って、施設も見せていただきました。アクティブラーニング教室なども、きちんとできており、トイレの改修も進められている状況で、着々と新しい学校の開校に向けて準備を進められていると感じたところです。

来年、入学生がいなくなるということになると、私はそのことのほうがむしろ問題ではないかと感じております。西の京高等学校は、もともと地域活動、ボランティア活動が盛んなところで、地域とのつながりが深いです。先日、新型コロナウイルス感染症のことで話を伺うと、消毒液が不足したときに、地域の方々が学校に寄附してくれたなど、非常に地域に支えられている学校ということです。このような関係であり、1学年がいなくなるという状況になると、大きな問題ではないかと思っております。

生徒だけではなく、学校の先生についても、この学校でずっと勤めたいと思っている先生もたくさんいらっしゃるということが分かりました。県立大学附属高等学校が開校されるなら、この学校の教員の試験を受けたいと願っている方もいらっしゃるということも分かったわけです。

これは決まったことだと言われていますが、県立大学附属高等学校の開校が延期になっても、西の京高等学校の募集は予定どおりというのは、子どもにとっても、保護者にとっても、先生にとっても、地域にとっても問題があるのではないかと思います。そのようなことが十分に認識されないまま突っ走っていくことによって、県立高等学校適正化実施計画にある「魅力と活力のあるこれからの高校づくり」という理念の魂が入らないものになってしまうのではないかと感じたわけです。

決まったことと言われましたので、何をもって決まったのか、いろいろと調べてみました。平成30年6月8日の県立高等学校適正化実施計画案には、「県立西の京高等学校の募集停止時期は、(仮称)県立大学附属高等学校の開校時期に応じて今後決定。」と書かれており、募集停止により空白になるとは一切書いていないのです。

10月5日の変更後の県立高等学校適正化実施計画を見ても、空白がなく続けて入ることになっております。「(仮称)奈良県立大学附属高等学校の開校時期は、県立西の京高等学校の閉校の時期を念頭に、奈良県立大学と県教育委員会からなる協議会において今後決定。」と小さい字で書いてあります。

決まったというのは議会で議決されたということで、6月議会と10月議会で、それぞれ議決されています。6月と10月で大きく違っているのは、県立高円高等学校の再編成において、名称が県立芸術高等学校ではなく県立高円芸術高等学校となったことですけれども、これを県議会は承認しました。子どもが減っていきましますし、いろいろ特色を出す必要があるのではないかとということで、私たちは反対しましたが、各議員はそのような思いで賛成されたと思うのです。

令和3年度奈良県立高等学校入学者選抜概要には、西の京高等学校は入っていません。また、県立大学附属高等学校も入っていません。これは、いつ作られて、なぜ西の京高等学校、県立大学附属高等学校が入っていないのか、お尋ねしたいと思います。

**○山内学校教育課長** 入学者選抜概要を公開した日は7月10日です。なぜ西の京高等学校、県立大学附属高等学校が掲載されていないのかという質問ですが、先ほどから県立高等学校適正化推進方針、県立高等学校適正化実施計画について説明いただいたところですが、後者の県立高等学校適正化実施計画を、平成30年10月5日に議決いただいたときに、併せて奈良県高等学校等設置条例の改正についても議決いただいたところですので。この改正条例において西の京高等学校の閉校時期を定めており、それをもって、今回、募集停止することとし、選抜概要には掲載しなかったということです。

**○今井委員** 7月10日に公開したということですが、県立大学附属高等学校の開校が1年延期になると決まったのが7月28日で、公開の後になりますので、1年延期になることについて、県教育委員会において、どのような議論がどこで行われたのか、お尋ねしたいと思います。

**○山内学校教育課長** 7月時点での県教育委員会が関わる議論としては、7月1日に県立大学と県教育委員会で協議の場を持った際、その場で決定されたわけではありません

が、県立大学附属高等学校の開校の1年延期という方針が提案されました。そのような状況でしたので、7月10日の段階では、入学者選抜概要には掲載しないという判断になりました。もちろん、入学者選抜概要は県立高等学校についてのものですが、便宜上、一条高等学校など、他の設置者の学校のことも一部掲載しており、県立大学附属高等学校についても掲載する可能性は否定できませんが、7月当時はそのような状況であったということです。

○今井委員 7月1日に提案されたということですが、私も傍聴に行ったので提案されたことも、延期が決まったことも知っております。条例で決まったとのことでしたので、どのように決まったのか、条例を穴の開くほど読んでみたのですけれども、県立高等学校設置条例の最後の部分に、西の京高等学校を平成35年に削除するとありました。この条例が議決されたときは、県立大学附属高等学校の開校が延期されることが分かっていたので、平成36年に削除すると条例を変えれば、整合性が取れるのではないかと思ったのですが、どのようにお考えでしょうか。

○山内学校教育課長 閉校時期を1年ずらすということではなく、現在ある高等学校で適正な規模を確保できるという判断により、1年先送りすることは進めておりませんでした。

○今井委員 今年が県立高等学校適正化実施計画がスタートした年になります。以前も委員会で取り上げましたが、高等学校への進学については非常にばらつきがあり、もう一度きちんと見直す必要があるのではないかという提起をしたと思うのですけれども、毎年7月の三者懇談のときに進路希望調査をされるのですが、今年はどうのような状況なのか、お尋ねしたいと思います。

○山内学校教育課長 例年行っている1学期末時点での進路希望調査については、本年度は実施していません。

○今井委員 県立大学附属高等学校の開校が1年延期になったことの発表前に、入学者選抜概要が配られてしまっており、子どもたちの動向については声も聞いていない。そのため、県立大学附属高等学校の開校が1年延期になるのであれば、今の場所でもう1年入学させてほしいという声が届いているわけです。先ほど、県立大学側としては仮定の話の答弁はできないと言われたのですけれども、県立大学の関係では、以前、文教委員会であったときもいろいろ質問したのですが、設置者が違うということで、詳しい内容がほとんど分からないままでした。今回、1年延期になったことで質問しても、仮定

の話では答弁できないということであれば、一体どのように考えればよいのでしょうか。子どもたちは、この場所にある学校の募集がなければ、その周辺の学校に行くことになるわけです。それが自分の希望するものと合えば、高校3年間、それなりに充実したものになると思いますが、自分の思いと違うところに入学することになると、学校を中退することもあり得ます。子どもの将来にとって大変大事な問題が、あまりにもお粗末な扱いで、もう決まっているからということで進めているのは本当にいかななものかと思うのですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

**○山内学校教育課長** 生徒たちのニーズをしっかりと捉えて高等学校に進学できるようにということですが、当然のことながら大変重要なことだと考えております。次年度に向けては、高等学校の募集人員の発表は、例年は10月下旬に行っていますが、現在、その時期を早める作業をしているところです。まず発表の時期を早めて、子どもたちの不安をできるだけ早く払拭したいと考えております。発表する内容においても、西の京高等学校に仮に進学したいと考えていた生徒に対して、例えば、地域のことを学びたいというニーズを持った子どもたちの受入先はどうか、北部の地域で学びたいというニーズを持った子どもたちの受入先はどうか、そのような細かい部分も考慮に入れて最終の募集人員の発表につなげていきたいと考えております。

**○今井委員** 結局、もう決まっているから動かさないということで、今、県は進めていこうとしているのですけれども、ずっと言われてきた平城高等学校と奈良高等学校の問題でも同じことが言えるのではないかと思っております。本会議で粒谷議員が質問されましたけれども、今年度は、まさに適正化実施計画のスタートの年に当たりますが、どこでどう決まったのか分からないまま、あの学校に行きたいという、子どもたちの希望を奪うやり方で進めている。平城高等学校の関係者もずっと言い続けているように、子どもを尊重せずに先に決めた結論を押しつけるやり方ということで、基本は同じではないかと思っております。

今年の入試結果が定例教育委員会で報告されておりました。中学校の卒業生に対する入学生の割合が、平成31年度は72.9%、令和2年度は69.2%と、3.7ポイント下がっております。昨年度に比べて、県立高等学校の入学者が何人減ったのか、お尋ねしたいと思います。

**○山内学校教育課長** 手元の資料を調べれば計算できると思いますが、すぐにお答えすることができません。

○**今井委員** 今年の入試の結果では、昨年に比べて特定の普通科に多くの受験者の集中が見られると思います。平城高等学校、登美ヶ丘高等学校の募集停止が大きく影響していると思いますけれども、私立学校の授業料が無償化されたこともあって、私立学校を専願で受験している生徒が増えてきているという流れもあったのではないかと思うわけです。原因としては複数あると思いますけれども、県立高等学校適正化実施計画では、魅力のある、よい学校をつくりたいという思いがあるのでしょうか、そのような思いと実際が一致していないと私は強く感じるわけです。子どものことを主体に、どのような学校に行きたいと思っているのかを、きちんと考えていかなければ、これからの奈良県の高等学校の問題が大変大きなものになってしまうのではないかと思います。

そのような根本的な高等学校の在り方について、どこかで検討しているのかお尋ねします。

○**山内学校教育課長** 今回、適正化の検討において、推進方針を策定する中で、地域別懇談会や各校種の校長のヒアリング等を行い、今後の高等学校の在り方については、一定、教育委員会として整理させていただいたと考えています。ただ、高等学校の在り方、どのような在り方がよいのかについては、常に不断の検討を行わなければなりませんので、今後、県立高等学校の役割がどのようなものであるのかといった根本的なところから議論して、次の適正化を考える時期に方向性を定めたいと考えております。

○**今井委員** まず、子どもたちの進路希望を聞いていなかったという問題では、今年から高等学校の在り方が変わった時点で、子どもたちが何を希望しているかを調査するべきだったと思うのです。1人1台のタブレットの普及のこともありますし、この前も高校入試の問題で子どもたちから意見を聞いたり、県教育委員会としては早い対応だと思ったときがあったのですけれども、それができるのであれば、子どもたちの希望を聞くことも可能だと思いますので、まず、それを実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○**山内学校教育課長** 進路志望調査については、中学校3年生の7月末の時点で、進学か就職か、また、進学の場合は普通科なのか農業科なのかといった調査を行っていたところです。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの学校が長期にわたり臨時休業となる中で、まず、本年度1学期の進路指導が例年どおりに実施されていない中で、調査になること、加えて、過去の調査結果では毎年の傾向に大きな変化がないため、必ずしも直近の調査が必要ではないという点を踏まえて、コロナ禍で学校が対応に追わ

れる中で、実施すべき緊急性はないと判断したところです。

ただ、今井委員ご指摘のとおり、生徒の関心やニーズの把握は重要だと思っております。例えば本年度、e-オープンスクールを実施していますが、実施の際の登録者数は容易に把握できております。ほぼリアルタイムで把握できるということで、このような新しい方法もありますので、これまでと同様の調査を行うかどうかを含めて、把握の方法を抜本的に考えたいと思っております。

○今井委員 ぜひ子どもの声をきちんと聞いて進めていただきたいと思います。

「「県立奈良高校」と「県立平城高校」の2校を統合することを求める陳情」が今議会に提出されております。これは県立高等学校適正化実施計画の一番最初にありますが、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校の3校を2校にするということで、その2校のうち1校は国際高等学校であり、今年から開校になりました。しかし、最初から定員割れが起きているという少し残念なスタートだったと思います。そして、もう1校が県立大学附属高等学校ですが、1年開校が遅れることとなります。

学校は再編されますけれども、登美ヶ丘高等学校の校舎は国際高等学校が使います。もともと登美ヶ丘高等学校は帰国子女などが多く、海外留学など、語学に力を入れてきたという学校の伝統があり、それが国際高等学校にということで、流れとしては理解できることだと思います。また、西の京高等学校は、地域との交流が盛んで、地域創生コースもあり、それが県立大学附属高等学校にという流れは分かるのですが、問題は平城高等学校だと思います。

以前、吉田教育長は、平城高等学校ぐらいのレベルの高等学校になるように新たな2校をつくりたいという話をされていたと思うのですがけれども、平城高等学校が平城の地で40年間築いてきた伝統や思いが、果たしてつながっていくのか、私は非常に心配しております。奈良高等学校は、100年目を平城の地で迎えることとなりますけれども、平城の地にできる新たな奈良高等学校ということになります。統合や合併ではなく、平城高等学校の学籍簿は奈良高等学校に置かれたままということで、このままでは非常にいびつな形で進んでしまいます。奈良高等学校の卒業生の方々がフェイスブックでいろいろ意見交換していますが、今回の学校再編のときには、「奈良高等学校の耐震性に問題があること、教室の老朽化、子どもが通っていたのでよく分かります。」、「平城高等学校をつぶしてしまうという結果になるのはよくない。追い出されていく平城高校生も、結果として追い出すことになってしまう奈良高校生も両方かわいそうだ。」といっ

た意見があり、私も本当にそう思うのです。

そのため、3校を2校にするという大もとの考え方を、平城高等学校は奈良高等学校と一緒にするという位置づけに変えることによって、新たな方向性が出てくるのではないかと感じているわけですが、その点について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 今回の適正化では、あくまでも統合ではなく、3校からどのような新しい2校を創造するのかを考えることで、時代の変化に対応した学校づくりを行うために再編したところです。

また、閉校となる学校が果たしてきた役割というのは、教育的な面からだけではなく、地域社会においての面からも、その伝統や文化を受け継ぐことは大変重要であると認識しております。以前も申し上げましたけれども、今年度より両校と、地域の代表からなる奈良高等学校と平城高等学校との地域連携に関する協議会を設置し、第1回目の協議を7月28日に開催したところです。

今後も地域の方の意見も聞きつつ、また、生徒の自発的な発案も大切にしながら学校づくりを進めていきたいと考えております。

**○今井委員** 去年は平城高等学校の募集停止が明らかになっていたにもかかわらず、定員を超える応募がありました。大変根強い人気のある学校です。先日、令和2年度秋季近畿地区高等学校野球大会奈良県予選で、平城高等学校が12対11で奈良北高等学校を破って見事に逆転勝利しております。1年生がいないので、2年生の部員10人だけで2時間58分の試合に臨み、見事な勝利を収めているわけです。子どもたちの試合にかける思いというのは、本当に並々ならぬものがあつたのではないかと思います。

奈良高等学校が築いてきた伝統と、平城高等学校が40年築いてきたものを合わせて、より発展していく方向を考えるべきだと思います。今、協議会を設けて、県としても事実上は統合という中身でやっているのに、3校を2校にという位置づけに、ずっとこだわっていることについては見直すべきではないかと思うわけです。

奈良高等学校の木質体育館についても、いろいろありましたが、完成したので見に行きました。バスケットコートは1面ですが、まだ新型コロナウイルス感染症の影響で部活が休みだったこともあり、いっぱいではなかったのですが、テニスなどは、よそに行かないといけないので、奈良西養護学校の体育館や奈良市の体育館なども使っていると聞いております。いろいろと苦労しながら、狭いグラウンドを使って一生懸命に部活動

を行っているという状況です。

片や平城高等学校には非常に広いグラウンドがあり、テニスコートが5面もあります。また、指導する先生もいるということで、きちんと統合という位置づけにすれば、平城高等学校の施設・設備等を奈良高等学校の子どもたちが使うという道も開けてくるのではないかと思います。今回の陳情には、両校の校舎の柔軟な活用といったことも願っているという内容が記載されています。子どもたちからは、「今、自分が部活で使っている道具は買い取りたい。」という声も上がっていると聞いています。このような思いを踏みにじって、校舎を奈良高等学校が使うだけでよいのか、2年先のことになりますが、この間にきちんと考えるべきではないかと思っております。

県立高等学校適正化実施計画の6ページ、計画の期間等のところに、「計画の対象期間中においても、魅力と活力ある高校づくりの推進のため不断の検討を行うこととし、必要に応じて、学科改編等の措置を講じることとします。」という一文があり、中身を全く動かせないということではないと思うのです。必要に応じて、現状に合わせて、見直していかななくては駄目ではないかと思っております。

今年の入試では、大宇陀高等学校については、120名の募集に対して20名しか応募がありませんでした。私もいろいろと聞いてみたのですけれども、榛原駅から大宇陀高等学校までのバス代は片道幾らかご存じでしょうか。どなたか分かりますか。

**○山内学校教育課長** 手元に数字がありません。

**○今井委員** 片道440円かかるのです。往復で880円、定期では1か月で1万5,090円、半年で8万1,490円かかります。今、新型コロナウイルス感染症により保護者の暮らしも大変になっているため、このような高いお金を払って学校に通うことはできなくなってしまいます。確かに南部・東部の学校は空いているかもしれないけれども、北部の子どもたちは近いところで学びたいという思いがあるので、子どもの通学の時間や交通費などを県教育委員会に調査してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○山内学校教育課長** 今後の高等学校の在り方を検討する上でも、そういったことは必要かと思えます。通学方法等については、現在、具体的に各学校で徒歩が何人というところまで全て把握しているわけではありませんが、どの中学校から何人が、その高等学校に行っているかということから推測できるので、しっかり把握しながら今後の姿を探っていきたいと思っております。

**○今井委員** 高等学校の問題は、言い出したら切りがないので、この辺りでやめておき

ますが、決まったことだから見直しできないということではなく、子どもたちの思いをくみ取っていただきたい。まだ募集していないわけですから、改善しようと思えば幾らでも改善できる余地はあると思うので、ぜひ検討していただくようお願いします。

それから、先ほど、なら歴史芸術文化村のことで意見を言いましたが、今年は新型コロナウイルス感染症のため、なかなかよそに行けないということもあり、私は五條市の文化会館、万葉文化館、キトラ古墳壁画体験館などを回ってきました。それぞれ相当な費用をかけて造ったところだと思ったわけですが、このような文化施設が続いていくためには、地元に着目して、地元で愛されて、常に魅力的な中身を発信し続けていけるかどうか大きいと思っておりますが、なら歴史芸術文化村については、地元という点でどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

**○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長** なら歴史芸術文化村の運営についてですが、特に奈良という地域特性や施設機能を踏まえた、より地域に即した実践的な取組を進めていきたいと思っております。そのために、先ほど吉田文化・教育・暮らし創造部長からの報告にもありましたが、なら歴史芸術文化村コミッションという組織を設立する予定です。文化村の活用、文化村との連携というところに着目したメンバー構成となっており、設立の準備を進めているところです。

また、実際の文化村の運営についても、民間の指定管理の事業者、ホテルの誘致が決まっているのでホテル事業者、さらに県内の関係団体などと意見を交わしながら運営を進めていく協議会の設立を予定しているところです。

これらの意見をうまく反映し、有機的な連携の下に施設がうまく運営されるよう、準備に万全を尽くしたいと思います。

**○今井委員** きちんと魂のこもったものにしていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

それから、次期男女共同参画計画を検討しているという報告をいただきましたが、最近、世帯主というものが、よく問題になっています。国勢調査が始まっていますが、国勢調査にも「あなたは世帯主ですか。」という問いかけがあります。また、1人10万円の特別定額給付金の支給についても、世帯主に支給することになっており、世帯主に家族の分の給付金が全て入るので、家庭によっては、世帯主が家族に配分しないで自分で独り占めしてしまうということもあっていると聞いています。

例えば、組合の婦人部では、住居費、家族手当などは、男性には問題なく支給されて

いましたけれども、夫が失業したり、亡くなったり、離婚したりして、妻が世帯の主な収入を得ているという場合、民生委員の証明をもらってくるなど、いろいろなことをしないと、当然もらえるべきものがもらえないという不便を感じたことがありました。1990年代に共働き世帯が専業主婦世帯の数を抜いて、現在、専業主婦世帯が575万世帯、共働き世帯はその2倍以上の1,245万世帯に上っているということです。そのため、世帯主というものは根拠を失っているのではないかと思います。県がこれから男女共同参画を進めていく上で、世帯主という制度をぜひ廃止するよう国に要望していただきたいと思います。奈良県の世帯主の男女比率はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○西橋女性活躍推進課長** 本県の世帯主の男女比率については、前回の国勢調査、平成27年10月時点における2人以上の世帯の中で、男性が世帯主となっている割合は87.6%、女性が世帯主となっている割合は12.4%です。

**○今井委員** 圧倒的に男性が多いということです。

奈良県の女性の活躍に関する外部監査報告では、例えばDVの被害者のうち、誰にも相談しなかった人が3人に1人となっており、80歳代以上では60%の人が誰にも相談しなかったということで深刻です。今回、特別定額給付金を受け取るに当たり、自分の口座に入れてほしいという申請をすれば変更できる仕組みになりました。実際は市町村が対応することで、県ではないのですが、DVの相談をしなかったとしても、生活に直接関係のあるお金については、やはり自分の口座に入れてほしいと考えますので、実態をつかむのによいのではないかと考えております。

ぜひ、奈良県において、今回の特別定額給付金を自分の口座に入れてほしいという変更の届出が、どれぐらいあったのか、つかんでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○矢富こども家庭課長** 特別定額給付金の申請については、8月末をもって県内全市町村で終了しています。現在、申請内容を整理されていると思います。今井委員お述べのDV被害により避難されている方の申請状況については、今後、市町村の負担とならないように、市町村の協力を得ながら、任意の形になると思いますが、状況を把握したいと考えているところです。

**○今井委員** ぜひお願いしたいと思います。

**○尾崎委員長** ほかにありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして、質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。

本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党はどうされますか。

○今井委員 本会議で反対討論します。

○尾崎委員長 では、討論する案件については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。